

平成21年度 第2回千葉市都市景観審議会専門部会

議 事 録

日 時：平成22年1月22日（金）午後2時05分～午後3時37分
場 所：財団法人千葉市国際交流協会 会議室

平成21年度 第2回千葉市都市景観審議会専門部会

- 1 日 時：平成22年1月22日（金）午後2時05分～午後3時37分
- 2 場 所：財団法人千葉市国際交流協会 会議室
- 3 出席者：（委員）
北原委員（部会長）、田口委員、近田委員、松井委員、村岡委員、八木委員
（事務局）
小森都市部長、増田都市計画課長、須藤都市景観デザイン室長
前橋主査、伊藤副主査、関谷主任技師、
- 4 議 題
「千葉市都市計画（原案）について」

5 会議経過

前橋主査： それでは、ただいまより平成21年度第2回千葉市都市景観審議会専門部会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます。私、都市景観デザイン室の前橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この都市景観審議会専門部会は、「景観計画の策定」を議題といたしまして、平成18年度から数えますと7回目の開催でございます。本年度では、昨年8月24日に続きまして2回目の開催でございます。

この専門部会の開催に係る設置・運営等につきましては、千葉市都市景観条例施行規則及び都市景観審議会運営要領に基づき行うもので、本日まで出席いただいております委員の方々は、千葉市都市景観条例施行規則第22条に基づき、会長から本専門部会の委員として指名されました委員7名中6名でございます。したがって、指名された委員の過半数が出席されておりますので、施行規則第21条第2項に基づき、本専門部会は成立しております。

なお、本専門部会は公開会議でございますのでご了承をお願いいたします。

まず、千葉市あいさつでございます。都市部長の小森よりあいさつ申し上げます。

小森都市部長： 小森でございます。ご多忙のところ当審議会専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。

昨年の8月の第1回目の会議の冒頭に、景観という意識が市民に浸透して

いかないという感触があるとあいさつをさせていただいたと思います。その後、去年の11月の市民意見募集で原案をホームページに公表をしたことや、前回の議会で景観計画の策定状況などについてのご質問等をいただきました。議会関係者にも若干浸透してきたと感じております。これからも多くの市民に知っていただけるようにしなければならないと思っております。さらにこの意識を高めていく必要があると思っております。

平成22年度には、景観計画を普及させるためのパンフレットの作成や、景観形成推進地区に向けた検討などを進めていきたいと思っております。

本日、ご意見いただきます原案につきましては、専門部会の意見を踏まえて必要な修正を行いまして、景観計画（案）としたいと考えております。ここまでまとめることができましたのも、ご意見、ご提案をいただきました委員の皆様のおかげと感謝しております。

本市は非常に財政状況が厳しく、市長が財政危機宣言をするなど、かなり事業等の絞り込みが進めている状況ですが、そういう中でこそ、逆に景観形成の推進ということは重要であり、いわゆる街を成熟させるという意味において、このような施策をいかに展開していくかということが非常に重要だと思っております。

委員の皆様には、本日も忌憚のないご意見をいただき、今後も変わらぬご支援をお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

前橋主査： 続きまして、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

（出席委員の紹介）

引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

（事務局職員の紹介）

それでは、議長であります北原部会長に、ごあいさつと、本日の議事録署名人の指名をお願いいたしまして、議題の審議に入っていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

北原部会長： 1月も下旬に入り、そろそろ年度末の追い込みの時期だと思いますが、忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

この専門部会、前回8月に開かれて約5カ月ぶりですが、前回でかなり議論が集約されてきたかなという気がいたしました。その後、前回の委員会でいただいたご意見、それから委員会の終わった後ぜひお気づきの点、ご意見をお寄せくださいというお願いをしておりまして、たくさんご意見をいただくことができました。そのご意見、そして、11月には市民の皆さんの意見をお聞きしたということで、それらを踏まえて、組み込んだ形で、今日こうして景観計画のほぼ最終的な原案ができあがったのではないかなと思

ます。ただ、これで完全ということではもちろんないので、ぜひ最後の詰めということでご意見をいただいて、できるだけ完璧に近いものを審議会のほうにお送りできたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議事録署名人は、村岡委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

村岡委員： はい。

北原部会長： それでは、よろしくお願いいたします。

議事ですが、議事に入る前に、傍聴の方は、お配りした傍聴要領をいつものようにお守りいただき、ご協力をお願いします。

議題は、「千葉市景観計画（原案）について」ということです。

それでは、事務局から、まず説明をお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： それでは、景観計画についてご説明させていただきます。

最初に、昨年8月24日に開催いたしました、平成21年度第1回都市景観審議会専門部会からこれまでの経緯を振り返りながら、修正点を整理した上で、千葉市景観計画（原案）の内容についてご説明いたします。

まず、平成21年度第1回専門部会からの経緯についてご報告いたします。

スライドをごらんください。

平成21年8月24日に開催した第1回専門部会からの経緯を示しております。

第1回専門部会では、平成19年度の素案からの変更点を中心に、千葉市景観計画の原案を提示させていただきました。

次に、平成21年11月1日から16日まで、原案について、より多くの市民意見を反映させるために意見募集を実施いたしました。

第1回専門部会でいただいたご意見をもとに修正した原案を、都市計画課の窓口及び市のホームページにて公開しまして、6名の方から15件の貴重なご意見をいただきました。

お手元の資料2には、市民からの意見と意見に対する千葉市の考え方をとりまとめたものがございます。なお、当該資料は、12月18日より千葉市のホームページにて公開しております。

そして、平成21年11月9日には、景観施策に関連する庁内関係課を対象に、千葉市景観計画策定に関する関係課長会議を開催いたしました。

これは、庁内関係課の課長クラスを対象としまして、景観計画策定の取り組み及び内容について説明し、意見を求めたものでございます。

以上が、第1回専門部会以降の経緯になります。

これらの経緯を踏まえまして、第1回専門部会でご審議いただいた時点から原案は次のようなポイントで修正しております。

まず、イラストをふやし、景観形成のイメージを視覚的にとらえやすくす

るようにビジュアル化をしました。具体的には、第3章の景観形成の目標や、第4章の景観形成の誘導において、イラスト、写真を差し込んだ構成にいたしました。

次に、市民意見につきまして、資料2に添付してありますが、市民からの意見では、景観に対する具体的な取り組みをする上での提案や要望がありました。その中で、9番目の市民意見において、景観地区の説明がないとのご指摘がありましたので追加で記載しております。具体的には原案の65ページになります。

また、用語の解説を追加いたしました。委員の皆様、または庁内においても、市民が見てわかりやすい平易な表現を使った景観計画とすべきとのご意見から、巻末に追加記載いたしました。

同様に、原案の本文中における文章表現や掲載写真についても、よりわかりやすく、またイメージが伝わるようなものへと修正しております。

一例を挙げますと、23ページにおける基本方針の「時の中の景観をつくる」は、第1回専門部会では「夜間景観をつくる」という表現になっておりましたが、時刻とともに移り変わる景観を、夜間のみでなく1日の時間軸でとらえた文章表現へと修正を行っております。

なお、修正箇所につきましては、資料4にて整理をしています。

主に、写真の追加、それから変更、それからイラストの追加という形で、先ほどご説明しましたビジュアル化という形でほぼ全面において修正を加えています。ページ数もそのような関係から、前回よりも24ページほどふえております。

これから、千葉市景観計画（原案）の内容について章を追ってご説明いたします。

先ほどまでの修正点を反映させたものが、お手元の資料1「千葉市景観計画（原案）」、平成22年1月版となっております。また、お手元のA3横のカラーの1枚のペーパーが概要をお示ししておりますので、参照しながらお聞きいただければと思います。

序章において、千葉市景観計画の目的を定めております。

景観形成の理念は「豊かな緑や水辺など、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成と市民文化の向上」としており、これは、平成9年に策定した千葉市都市景観デザイン基本計画の理念を踏襲するものであります。

景観計画策定の趣旨ですが、景観をめぐる社会情勢や市民意識の変化に対応し、景観法の制定を受けて、景観形成の理念に基づく新たな景観形成施策を展開していくために千葉市景観計画を策定するものです。

千葉市景観計画は、従来の千葉市都市景観デザイン基本計画にかわる新たな

な景観施策のマスタープランとして位置づけます。

計画策定の際には、市の基本構想、都市計画区域のマスタープランへの適合、環境基本計画等との調和が保たれるものでなければなりません。

また、景観計画策定にあわせて千葉市都市景観条例を改正するとともに、千葉市屋外広告物条例との連携を図ります。

スライドもしくはお手元に配付しております、A3版カラーの千葉市景観計画（原案）の概要版をごらんいただきたいと思います。

千葉市景観計画（原案）の全体像である構成をお示ししております。

序章の千葉市景観計画の目的で始まりまして、1章では千葉市の景観特性、2章では景観計画の区域、3章では景観形成の目標と方針、第4章から第7章につきましては、第3章を受けて具体的に表現した事項を掲載しています。8章では景観形成の推進方策、以上の8章で構成しております。

それでは、各章ごとに説明してまいります。

1章では、本市の景観の概況・特性に応じた記述と写真により、千葉市の景観を整理しております。

上のほうに書いていますが、長い海岸線がつくる海の景観や海際の市街地の景観。

東京湾を西に望む海岸線を持ち、沈む夕日や海や空の広大な眺めが得られる海の景観が大きな特徴です。

写真は、上段の左から、ポートタワーのほうから見た千葉港の夕景になります。

次に、真ん中が、海を直接楽しめるということで、いなげの浜。

一番右側が、工場群のある千葉港の海の景観でございます。

次に、多様な表情を持つ内陸部の市街地の景観。

千葉市の中心となる市街地や古くから既成市街地が広がる地域においては、多様な街並み景観が形成されています。

写真は、左から、若葉区みつわ台、これはUR都市機構さんが、昭和40年代に開発されたところです。

次に、中央区の西千葉です。これは、民間の開発なのですが、通称マロニエ通りと言われているところでございます。

次に、緑区のアすみが丘、これは組合区画整理で、昭和から平成にかけて開発された街並みでございます。

以上が、街並み景観でございます。

次に、千葉市の顔となる都心の景観。

千葉市には、既成市街地である千葉都心、臨海部の埋め立てにより整備された幕張新都心、そして副都心として位置づけられました蘇我副都心があり

ます。多様な都市機能を導入した整備が進められております。

写真は、上の段ですが、今現在、このビルが写っておりますが、中央公園からツインビルのほう見た千葉都心です。

次、真ん中が、京葉線の海浜幕張駅からテクノガーデンのほうを見た写真でございます。これが幕張の新都心。

次に、平成17年にまち開きしました蘇我副都心でございます。

次に、緑と水辺、谷津が広がる田園の景観。

若葉区から緑区にかけての一带や花見川区の花見川沿いなどには、里山となっている樹林、農地、集落などの良好な田園が広がり、本市の大きな景観の特色となっております。

写真は、下の段の左から、富田町の農地と屋敷林、御殿町の集落、下泉町の谷津田でございます。

次に、多くの人の目にふれる幹線道路沿線の景観です。

東京と千葉都心の湾岸部を結ぶ国道14号、357号、千葉都心からの放射状に延びる国道16号などによって幹線道路網が形成されています。このような幹線道路とその沿道は、多くの人の目にふれる景観の骨格となっております。

写真は、左から、花見川区付近の国道16号。

真ん中が、稲毛区の国道14号。

一番右側が、若葉区になりますが国道51号でございます。

斜面林や農地と一体となった河川の景観。

千葉市には大きな河川はなく、いずれも低地の谷津の間をぬって緩やかに流れる中小の河川です。郊外を流れる河川周辺には樹林や農地が多く残されており、潤いや自然の豊かさを身近に感じさせる景観となっております。

写真は、左から、緑区から中央区を流れる都川でございます。

真ん中の写真は、緑区を流れます支川都川。

右側が、花見川区から美浜区に流れております花見川となっております。

時間の移り変わりを活かした景観や歴史を伝える景観。

景観は、時刻や季節などの時の移り変わりとともに姿を変えます。このような時間の変化を景観形成に生かしている取り組みも見られます。

写真は、左から、これは2009年の20回開催になりますがルミラージュちばでございます。

次に、亥鼻にあります郷土博物館。

右側が、中央区の旧生浜町役場庁舎でございます。

市民や団体を主体とした活動や取り組みによる景観。

景観は、人間の営みや活動によって生き生きとした表情を与えます。本市は、市民や団体による緑を中心とした活動などが活発に行われており、良好

な景観づくりに寄与しております。

写真では、左から、都市景観市民フェスタです。平成21年で第10回の開催をしております。

次に、美浜区真砂の市民団体による花壇管理でございます。

一番右側は、幕張新都心の企業協力の花植えの風景でございます。

2章では、景観計画の区域について定めています。

市全域において、景観をさらに美しく魅力あるものとし、また景観法の施策を積極的に活用していくため、千葉市全域を景観計画の区域（景観計画区域）とします。

また、景観計画において地域の特性を生かし、先導的な景観形成を図るべき特定の地区を景観形成推進地区として位置づけます。

景観形成推進地区は、市が先導的に景観形成を図るべき地区を抽出し設定する市主導タイプと、市民等の発意によって主体的に取り組んでいく市民等発意タイプが考えられます。いずれの場合でも、地域の市民や事業者などとの合意形成に基づきまして、より積極的な景観形成の推進を図るものとし

3章では、景観形成の目標と方針を定めます。

千葉市の景観は、1章の景観特性でご説明したように海浜部の「うみ」の景観、市街地の「まち」の景観、田園の「さと」の景観に大きく区分できることが特徴です。このような「うみ」、「まち」、「さと」の、それぞれの特徴と魅力を生かし、市民・事業者・市の協働によって育む千葉市らしい景観づくりを目指します。

景観形成の目標では、5つの目標を定めております。

「うみ」に対応した目標として「うみにふさわしい景観形成」、「まち」に対応した目標として「まちの魅力を引き立てる景観形成」、「さと」に対応した目標として「さとや緑・みず・地形を大切にした景観形成」、「うみ・まち・さと」との空間でくくれない時間軸の目標として「時をきざむ景観形成」、パートナーシップ、仕組みを整える目標として「市民・事業者・行政が育む景観形成、以上の目標を持って進めてまいります。

景観形成の方針ですが、景観計画区域において、景観特性を踏まえまして、うみの景観ゾーン、まちの景観ゾーン、さとの景観ゾーンの3つに区分します。また「うみ・まち・さと」のイメージではくくることのできない特別なイメージを持つ区域として、千葉都心・幕張新都心・蘇我副都心の3つの都心の景観ゾーンや沿道景観として重要な幹線道路の景観ゾーン、千葉市の自然的な骨格を形成している河川周辺の景観ゾーンに区分します。

景観ゾーンの区分を図で示すと、スライドのようになります。

国道14号・357号から海側の市街化区域をうみの景観ゾーン。

国道14号・357号から陸側の市街化区域をまちの景観ゾーン。

市街化調整区域をさとの景観ゾーン。

千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心を都心景観ゾーン。

国道などの沿道地域を幹線道路沿道景観ゾーン。

主要河川周辺地域を河川周辺景観ゾーンと設定しております。

スライドは「うみ」の景観ゾーンの方針について、イラストを交えてお示ししております。

海への眺望を確保するとともに、直接海を見ることができなくても、海や空の広がりを感じさせることを重視した景観の形成を図ります。

なお、各ゾーンでは推奨色を定めており、外壁等の基調となる色彩、素材は、社会の秩序ある景観形成を先導するよう落ち着きのあるものとしております。

まちの景観ゾーンでは、人々の暮らしや活動に配慮し、魅力や潤いのある街並みの景観の形成を図ります。また、斜面林などの緑と連続する景観形成に努めてまいります。

さとの景観ゾーンでは、樹林や農地などの緑や水辺の景観を基調とし、それを阻害しない景観形成に配慮します。また、屋敷林などの緑の保全に努めるほか、つながりのある緑の景観をつくることに努めます。

4章では、景観形成の誘導について定めますが、この景観計画における大きなポイントであり、市民や事業者が一番関心のある内容と考えております。

まず、千葉市全域を対象とした、一定規模の建築等の行為を届出対象として、ゾーンごとの景観形成基準に基づき、景観への配慮を求め誘導いたします。

また、景観形成推進地区においては、地区の特性に応じ、合意に基づいた方針や基準を設定しまして、建築等の行為を届出対象とし、誘導を行うことにより、地区の景観形成を推進してまいります。

スライドは、市全域における届出対象行為の種類と規模を示しています。

建築物の新築等においては、市街化区域、市街化調整区域の区域区分に応じて規模を設定しております。

市街化区域では、高さ20メートルを超えるもの、または延べ面積5,000平米を超えるもの。

市街化調整区域では、高さ10メートルを超えるもの、または延べ面積1,000平米を超えるもの。

工作物の新築等においては、高さ20メートルを超えるもの。

開発行為においては、区域面積1万平米を超えるものを対象としておりま

す。

これらは、現行の自主条例により届出対象及び規模を見直し、景観法に基づいて行為の届け出とすることで、今まで以上の景観形成の啓発・誘導を進めていきたいと考えております。

スライドの表は、景観形成基準の構成及びフローを示しています。

これら届出対象行為に対し、どのような誘導を行うかが景観形成基準となります。

景観形成基準は、ゾーン別配慮指針と行為別基準により構成しております。

まず、届出対象が上の表の景観ゾーンのどこで行うかにより、届出場所に該当する配慮指針を踏まえた上で、下の表であります、何を行うかの行為別基準により誘導を行っていきます。ゾーン別配慮指針は、各ゾーンの方針への配慮事項を、行為別基準は建築物、工作物、開発行為の各行為の基準を記述しております。

例としまして、中央区新田町付近で、ちょうど市役所の前ぐらいのところをイメージしていただきたいと思うのですが、20メートルを超えるマンション新築の届け出があると想定します。その場合、内陸の市街化区域であるため、まず、まちの景観ゾーンの配慮事項を参照します。また、千葉都心の区域でもあるため千葉都心の配慮事項も参照します。さらに、国道の沿道である場合には幹線道路沿道景観の配慮指針も踏まえます。その上で、下の表の行為別基準の建築物の新築等により誘導を行います。

5章では、景観重要建造物と景観重要樹木の指定方針を定めます。

シンボルやランドマークとなるなど、千葉市の景観を代表し、地域の特徴的な景観の形成に欠くことのできない建造物及び樹木。

地域の暮らし、街道や産業の景観を伝えるなど、地域の自然、歴史、文化を象徴する建造物及び樹木。

市民等による維持管理が積極的かつ継続的に行われており、地域に広く親しまれている建造物及び樹木。

現時点では指定方針のみを掲載し、今後、所有者の意見を聞きながら指定していく予定です。

6章では、屋外広告物の表示及び屋外広告物の掲出する物件の設置に関する事項を定めます。

千葉市全域については、千葉市屋外広告物条例との連携を図ります。

また、景観形成推進地区における行為制限については、地区の特性や合意形成に基づき定めていくものとします。

7章では、公共施設の整備等に関する事項を定めます。

市民の豊かな生活と交流を支え、幅広く親しまれる施設づくり。

地域にふさわしい景観形成を先導する魅力ある施設づくり。

愛着を育み、次の世代に住み良いまちを残す施設づくり。

公共施設は、景観形成の骨格となる重要な要素です。このため、公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成を先導していくよう努める旨を記述しております。

景観形成において特に重要な役割を果たす道路、都市公園、河川などの公共施設については、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定することができます。

指定する場合は、各ゾーンの骨格や拠点となる景観の一部を構成する公共施設や景観形成推進地区の景観形成を図る上で重要な役割を果たす公共施設を対象として指定をします。

8章では、景観形成の推進方策について定めます。

市民は、役割を認識し、景観形成に積極的に参加・協力。

事業者は、地域社会の一員として景観形成に積極的に参加・協力。

市は、施策を総合的に推進すること、各種の取り組みの支援。

などについて、それぞれの役割を果たすとともに、各主体が連携・協働しながら取り組んでいくものとします。

推進方策としまして、本計画の運用に当たり、景観への意識啓発を図るため、景観計画の周知に努めてまいります。

また、関連法による制度等の活用とあわせ、総合的に推進するものとします。

推進体制の強化としまして、景観誘導の実効性を高めていくための専門家等による景観アドバイザー制度を充実させるとともに、景観審議会において、景観計画の推進を含め景観施策を提言していく機関として運営していきます。

以上が、千葉市景観計画（原案）の内容となります。

最後に、千葉市景観計画策定までのスケジュールについてご説明いたします。

専門部会において千葉市景観計画をご審議いただくのは、この原案をもって最終案としていきたいと考えております。今後は、都市景観審議会の場において、千葉市景観計画（案）としてお諮りする予定でいます。

なお、都市計画審議会で、本計画に影響する意見が生じた場合は、再度、景観審議会の意見を伺うことも想定しております。今年度は、最終的な庁内合意を得た後、平成22年度においてパブリックコメントを実施、夏前には都市景観審議会の開催を予定しております。その後、都市計画審議会で意見を聞きながら、条例の改正とあわせて、平成23年度施行を目的に景観計画を策定する予定でおりますので、よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

北原部会長： どうもご苦労さまでした。

ただいまのご説明に対しましてご意見、ご質問がございましたらお願いします。

八木委員： 随分まとまってきたというのが全体的な印象としてあるのですが、ちょっと幾つか質問というか確認事項があるのですけれども、このパンフレットみたいな形に、結果的には印刷物になるわけですよね。今の内容は、

須藤都市景観デザイン室長： はい。

八木委員： 今、手元にいただいているのはカラーコピーなので、当然しょうがないのですけれども、写真とか色の出がわからない、というかよくないのですよね。実物はかなりよく出るのでしょうか。なぜかというと、やっぱり景観というのは視覚的な要因が非常に強いので、そこに使われている写真、イラストも含めてですけれども、かなり精度のいい印刷といいますか、何かぼやけているような写真は余り印象がよくない。写真の選択についても、少し厳密に検討したらいいかなと。

細かい点なのですけれども、高層ビルの写っているような、例えば概要版である幕張ですね。こういう高層ビルというのはどうしても普通のカメラでやると上がすぼんで見えるのです。もしできれば、ちょっと矯正するパウエルと言ったかな、要するに建築写真なんかを撮るときに使うのですけれども、最近、やり方としては、これはフォトショップなんかで矯正できるのですよね。広角で撮るとこうなりますでしょう。それを並行に少し調整したほうがいい。写真に関して少し最終の版下の段階で、色の出や、形や、ピントをチェックしてもらえるといいです。

あと、届出の基準という部分が、要するにある規模以上のものは届けなさいとありますよね。これは、もうちょっと現実の想定をした上で、この文章はこれでいいと思うのですが、こういう場合どうしたらいいだろうというのは悩ましい問題が現実問題としていろいろ出ているのです。

例えば、大学みたいな大きな敷地があって、その中に一部建てかえなんかがある場合に、建てかえそのものの規模はそんなにないのだけれども、それを全体の対応をすると、敷地全体を見るとかなりの大きな敷地面積になるので、それは届けなさいよというふうになるのか、その物件、物件で、基準を当てはめていくのか。それから改築の場合、部分改築だとか増築とかあるのですね。改築する部分だけを見て決めるのか、改築される部分と、本体を含めた大ききで。例えば、あるかなり大きな部分の最上階だけ改造する。かえる部分は小さいけれども物全体は大きいので、当然、それでいくと届出をしなさいということになるわけです。その辺の現実には、どういうことが想定さ

れるかをもう少し詰めといたほうがいいかなと。これは実際運用するときには判断が難しくなる部分というのは幾つか出てくるので、そういう想定問答といますか、そういうのをもうちょっとやっておく必要があるのかなと。

それから、5章、6章の内容がちよっと寂しいかなと思う。かといって余り入れる物はないのでしょうけれども、全体のバランス的に見て、5章、6章は、6章は、屋外広告物でしたかね。ちよっと寂しいかなという印象がありました。たくさん入れりゃいいというわけじゃないから、もうちよっと何か表現ができないかなと。

それから、7章の公共の施設、これはもう少し詰める必要があるなと思うのは、公共施設といえさまざまあるのですけれども、例えば駅舎なんかは、民間の鉄道の駅などは公共という部類に入るのかどうかありますけれども、ただ千葉都市モノレール、モノレールは、公共という解釈になるのですか。

須藤都市景観デザイン室長： はい。

八木委員： なるのですね。こういったものはかなり影響力がありますよね。今、もうモノレールはできちゃっていますけれども、例えば橋脚の色を変えるだとかということは出るかもしれませんね。

それから、橋脚、橋です。いろいろな大小含めて小さな橋も大きな橋もありますが、橋の高欄の部分は、要するに表面は結構みんな意識するのですが、実は橋の下側というのは余り意識がないのですよね。例えば隅田川みたいな大きなところだと下を水上バスが通りますでしょう。そこから見上げる景観というのは、かなりその人にとっては重要なのですね。なので、そういった、橋梁なんかの構造物に関する色彩だとか、景観上の配慮というのをどうしたらいいのかなと思いますので、それもちよっと考える必要があるのかなと思いますね。

それから、最後になりますけれども、届出はあるけれども、今この説明された中には、どういうもので届けるのというのはまだ決められていないのですよね。どういうものというのは、例えば平面図を出せ、立面図とか、パースだとか、写真だとか、いわゆる完成予想図みたいなものというのは、いずれこれ決めなきゃいけないでしょう。まだ決まってないですよね。これは、今後どうするのですか。この部会が関係しているのでしょうか。

というのは、実は私も実際やっている立場でいくと、届出、何を出せばいいというのが、従来の許可をもらうための届出をみたら、どうしても業者さんとか、出す側はそういう意識で来るのですが、どうもちよっとそれと違うのですね、景観の場合は。なので、どんなものを出してもらおうかということ、かなり現実に詰める必要があるなというのが感じます。

長くなりましたけれども、一通り私の感じたこととなります。

北原部会長： どうもありがとうございました。

事務局にお答えいただきたいのですが、その前にこれはあくまでも景観計画なので、これに基づいてまた具体的なことは、この後条例ができて、実際条例ができてというような感じで行くので、届け出の基準を具体的にどういうふうにしていくかとか、届け出の用紙をどうするかというのは、この専門部会では議論しないということでご理解いただきたいと思います。

それ以外については、事務局のほうから回答をお願いします。

須藤都市景観デザイン室長： まず、パンフレットの件なのですが、確かにカラーコピーですと色が出ない。それから、今スライドでも見っていますが、色は確かにでませんので、その辺、実際にパンフレットをつくるときに、版下とか、先ほどご提案いただきました高層ビルなんかについては、どうしても先つぼみみたいな写真になっておりますので、その辺を考えて掲載していくとか、もしくは、パンフレットの中でよりよいものを選択していきたいというふうに考えております。

それから、次に、届出の基準、部会長から言っていたところなのですが、現実を想定した誘導というのは必要になってくると考えております。ですから、これはまず景観計画ありきの中で、誘導をどうしていくかということは内部でも決めていかなければいけないし、そのときには、またご意見を伺うことはあるかと思っておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、この中で言っています5章、6章のところの表現が乏しいのではないかということなのですが、実際に、5章について、景観重要建造物、樹木につきましては、前回の提案の中でも方針を定めるということで、実際具体的に今指定するものはこのようなものがございますよというご提案は差し上げたのですが、指定するには、地元の皆さんなどからご意見をいただかなければいけないというのがございまして、ここでは方針のみを掲載しています。できれば、今後、千葉市にはこういうものがあるというようなものは資料的なものでまとめておいて、5章については方針のみという形にしたいと思っております。

6章についてなんですが、千葉市全域が屋外広告物条例のもとで指導しています。規制の問題もございまして、これについても連携を図るという言葉1文としているのですが、次に景観形成推進地区の中で、ルールを細かく決めて、地元の合意の上で制限していかなければいけないと書いてあるのですが、中身については、屋外広告物条例の中に載っているものということでご理解していただき、このような表現になっております。

次に、公共施設の整備に関するお話なのですが、確かにモノレールについ

ては、今後色の塗りかえなど、いろいろな形で、当時も色を決めるに当たってはいろいろな皆さんの意見を聞きながら進めたとは思いますが、今後の対応については研究していきたいと考えております。

それから、橋の橋脚というのですか、下から見る景観というような話、実際に千葉市に大きな河川がないもので、特にその辺を強く書いてないのですが、どのように取り扱うか、少し考えてみたいと思います。

北原部会長： どうもありがとうございます。

印刷に当たっては十分に配慮をしていただくということで、財政厳しい折ではあるけれども、余り安上がりということばかりを優先させずに、きちんとこの景観計画の意図が伝わるようなクオリティーの印刷でお願いしたいと思います。

それから、5章、6章。5章は、これでこんなもんかな。6章は、もうちょっと何とかならないかなと私も思いまして。今ある条例のことを囲みのコラム的な形でちょっと紹介するとか、そういうことがあってもいいのかなという気がしますので、これ景観計画にそういうのはなじむのかどうかというのはわからないのですが、ご検討いただければと思います。

あと、公共施設の話が出たところで、この景観計画では間に合わないのですが、公共的な施設として非常に重要なJRの千葉駅の問題、これは、ぜひ景観デザイン室頑張ってくださいと思います。

(うなずく者あり)

八木委員： 橋の件は、河川に限らないのです。横断歩道橋だとか、そういうものを含めてのつもりだったのですけれども。

須藤都市景観デザイン室長： 失礼しました。私、川の橋のほうを意識しちゃったのですけれども。

八木委員： 川だけではなく、いろいろありますね。

須藤都市景観デザイン室長： そうですね。わかりました。

小森都市部長： 横断歩道を人が通るわけです。それを下から見られる、そこで下をどうするのか、今建設局で横断歩道橋も含めて、長寿命化を検討をしています。その中では、横断歩道橋などの色彩関係どうするのかという部分で、建設局と調整を図ってみたいと思います。

特に河川では、橋の下をトレジャーボートなどが通っているということも若干ございますので、よく下から見られるところについては、長寿化計画の中で何とか対応できないか論議をしていきたいと思っております。

北原部会長： どうもありがとうございました。

松井委員： 今、ちょっと色彩に触れたので、全体として、本当にわかりやすく大変よくまとまったと思って感激しているのですが、ただわかりやす過ぎて、ちょ

っと私の関係で困ったなと思うのがあります。例えば、30ページの、要は推奨色として表現されているところなのですが、これもなるべく可能な限り、色の再現性は注意していただきたいのですが、それはそれとして、要は、巻末にもちゃんとマンセルとはという解説もありますし、それから、記号でちゃんとJ I Sに基づいてこういう表記になりますということも書いてありますから、あわせて、清純な明るい灰色とか、何とも文学的というか、ロマンチックな、「さと」のほうで行くと味わい深いとか、貫祿のあるとか、やすらいだとか、これは色を表現するには気持ちは十分わかるのですけれども、推奨色を選定した理由としてのイメージとしてどこかに語られるのはいいと思うのです。ただ、それぞれの色につける形容詞としては、ちょっと誤解を招くというか、差しさわりが出ると思います。先ほどの色の3属性に基づく表記というのがきっちりありますから、だから色見本で、これはあくまでも印刷の色で参考にしてくださいと。正しくは、この数値で示しておりますと。あわせて、J I Sの慣用色名というような言い方で、この辺の色はこういうふうに言いましょうと。これもJ I Sで決まっていますから、ぜひそれを使っただけであれば問題ないと思います。それと、さわやかと、清潔なとか、貫祿とか、くつろいだとか、そういうのは、こういうこの地域、さとでは、まちではという、こういうイメージを求めて、それをあらわすのにふさわしい色としてこういうのを推奨しましたというのをどこかにサブで入れておけば、個々の色名にこれつけちゃうのはちょっと具合が悪いかなという気がします。

それと、これも言葉じりをとらえて申しわけないですけれども、36ページのところの、さとの景観ゾーンのイメージのところ、4行目のところ、緑と調和するという、いまさら緑はペンキの緑なんか指してないということは十分わかっているのですが、それでもよく誤解する人いますから、自然の緑と調和するというふうに入れておいていただきたい。色屋だからこだわって変なことを言いますが、自然の緑は、緑じゃないですね。先ほどのマンセルのグリーンじゃないので。だから、あくまでも、調和の対象として、逆に言うと、不調和の関係になって一番具合の悪いのはグリーンのパイントや何やらは自然の緑と一番不調和な関係になっちゃいますから、そういう点では、自然の緑と調和するというような一言こども加えていただけたらと思います。

あと、これも、言葉じりだけで、あちこちに出てくるのですが、配慮という言葉がいっぱい出てくるのですけれども、これは本当、配慮しなくちゃいけないのは当たり前なのですけれども、もし配慮のための幾つかだけでも結構なのですけれども、もうちょっとプラス志向で工夫すると、「配慮」を「工

夫]にかえることが可能だったら、もうちょっといい知恵を出して何とかしようというニュアンスを強めるのだったら「工夫」にさせていただけると良いのではという気がしました。

以上です。

北原部会長： どうもありがとうございます。

いずれも、大変建設的なご提案ということなので、事務局よろしく対応をお願いします。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

田口委員： 私も、事前に資料をいただきまして、随分わかりやすく市民の方たちが文字通り自分たちのまちのこととしてとらえられるような、豊富な図版によって、自分のまちとしてとられえられるような景観計画の原案としてお見せできるようになったのではないかというふうに思いました。他都市のこういうものをたくさん見ておりますけれども、それからいってもとてもそういう意味では図版をたくさん入れられたことはとても成功していると思います。

ということで、図版についても一つお願いなのですが、こういう写真というのは、人の気配が感じられないものが結構多いのですね。もちろんすべてに人の気配というわけにはいかないのですが、例えば農地の部分は、やはり、そこに人の気配が欲しい。それから人の気配というのは、文字通り人が住んでいるということがわかるという、人がいるだけではなくて、緑とさとのところでは、今はもう千葉市内ですから集落という言葉は大げさかもしれないのですが、そういったものと農地の関係が写真でわかるようにとか。またもう一つ大きな違いで、例えば、幕張も、これ、確かにこれ幕張なのです。ただ、やはりここも人の気配が欲しい。ここに人がいるのだ、ここに人が集まって、ここで何か楽しんだり、また働いたり、特にここは業務ビルが多いですから、その辺の人の気配がどうしても欲しいのかなという気がいたします。とりあえずその空間を伝えるための、場所性を伝えるための写真ということで、どうしてもこうなりがちなのですが、そこにもう一步踏み込んで、すべてではもちろんありませんけれども、そういったものもぜひ意図的に入れていただきたいと。

それから、先ほど屋外広告の問題出ました、59ページ。具体的な6-2のほうには、まだいろいろの文言を入れられないのかもしれないので、基本的な考え方のところだけでも、もう少し、いわば積極的な言葉が欲しいと。この3行を読みますと、文字通り屋外広告の行為の規制というのは、屋外広告というのはネガティブなものであるというふうにしか読めないのですね。やはり、ここで1行目に、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、やはりどう生かしながらというような意味合いはぜひ欲しいと思いま

す。特に最近はその考え方が非常に、いわば景観計画と並行して非常に重要な考え方になってきていますので、単なる規制ではないと。いわばどう生かすかもこの中で考えていくのだというふうに考えていただきたい。規制というのはあくまでも生かすための規制である。そういう言葉がここに反映されていってほしいと思います。

以上、2点をお願いいたします。

北原部会長： どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。写真で人の気配、暮らしが感じられる。建築家が自分の作品を撮るとき、人を入れたがらないのですけれども、これは建築家の作品集ではないので、やはり人々の暮らしの雰囲気が伝わってくるような写真をできるだけ入れてください。

それから、屋外広告物の件いかがでしょうか。

須藤都市景観デザイン室長： 確かに規制という形で書いてあると、どう生かしてという文面はちょっと足りないと感じましたので、もう一回調整してみたいと思います。

北原部会長： 千葉市優秀建築賞というのがありますよね。あの中で広告物がいいから、看板がいいから賞を出すよとか、そういうのって今までになかったのでしょうか。もしあったら、そういう写真なんか載せておくといのじゃない。

須藤都市景観デザイン室長： 探してみます。

北原部会長： すみません。こういう屋外広告物があるとよくなるよというイメージ写真があってもいのじゃないかなという積極的な位置づけもしていくということ伝える上では。

小森都市部長： はい。

近田委員： どの章にも少しずつは出てきているのですが、景観の維持について、もう少し1章設けてもいいぐらいの印象があります。

といいますのは、某市の某駅前の件で、実はもうつくったものをずっといいものとして維持するための、その管理費がなかなか見られてないがために、余計なことをしなければいけなくなっている例があるのですね。そういうまちの中でも、公共施設などの維持のためにお金がかかると、その維持についての何か取り決めみたいなのがあってもいいということが1つ。

それから、「さと」については、このさとの景観というのは、もともと個人の私有地なわけですよ。その個人の私有地であるにもかかわらず、公共的な要素を持たせてみんなの景観として楽しみたいわけですから、そうなる、農地の人自分の維持管理ができなくなっちゃうと、例えば宅地化せざるを得なかったと思うのです。そうしたことを防ぐためには、例えばまちの人も何か農地を維持するために少し手助けができる方策があるかどうか、そ

ういうことも含めて、景観の維持ということを何か今後は必要じゃないかというふうに考えます。今は、景観をつくることだけを一生懸命考えていますけれども、これからはきっと維持のことも含めて必要だろうというふうに思っています。

増田都市計画課長： 今、近田先生のほうからお話しがあった中の2点目のほう、いわゆる「さと」とか、そういう個人の私有財産をというところに関してなんですけれども、全体的なことではないのですけれども、いわゆる部分的には、今特別緑地保全地区であるとか、緑の関係では、かなりそういった今あるものを残しましょうという仕組みができています。千葉市では、いわゆる保存樹木として指定したり、あるいは市民の森という、市民がそこに入って使うということを前提にその維持管理をするNPO、そういった団体に対して活動費を助成するというような仕組みもできています。いわゆる土地の所有者ではなくて、所有者の方に維持していただくということで税金等の減免を入れているというのもありますけれども、そのほかにそこを維持管理していく団体に対して助成をするという仕組みがある。それはあくまでも、土地を持っていらっしゃる方が私の土地に入ってくるわけだからそれをいいと言ってくれないと困るのですけれども、そういったところで、その緑を守りましょうということで、じゃほかの人が入っていいですか、要するに自分の土地にほかの人が入るわけですから、余り気持ちとしてよくないのでしょうか。そういったことについてのどう合意が得られると、そういったやり方をしている部分も幾つかありますので、そういった手法を使っていけるのかなと。どうしても入るのが嫌だということ、また、今度は市が管理しますよというふうなシステムとか、緑関係については結構いろいろな施策があります。ただ、ご指摘の農地については、いわゆる農地を所有している人が耕作しなきゃいけない農地法の絡みとかいろいろながあるので、人に貸してくるといことになれば小作とかそういった問題、あるいは市民農園などという形になると、写真にあるようなきれいな農地がなくて一人一人に中に柵みたいな形になるので、一概にみんなが入ってくるのがいいのかというのはまだ難しい部分があるのかなと思いますけれども。

最近ですと、やはりNPO、あるいは法人格を持ったところが農地を取得する、あるいは借りるとい、先ほど言いました農地法自体が少し変わってきている部分もあるので、そういう中で、若干工夫ができるのかなと。どうしても古い法律なので、持っている人が耕さないことには小作人に土地をとられちゃうという昔からのイメージがあるので、人が入ってきて、他人の農地をという部分がまだちょっとうまく法的にもこなれてない部分かなとこのがあります。ですから、そのあたりがもうちょっと時間がかかると思いま

すけれども、法的に何か工夫され、日本の農業が今さびれつつあるということを含めて、そういったところでもう少し国として打ってくるのであれば、その中へうまくはめ込めたらいいなというのが感想の部分です。

小森都市部長： 道路、公共物、特にインターロッキングの整備で発注するときには、材料をストックして一緒に管理を受けるというシステムをつくっていたのですが、長い年月をするとストックが底を尽きまして、補修維持するときにもその材料が全くない状況になっております。その材料を新たに作り直すので莫大なお金がかかる。今維持管理経費が毎年削られている状況の中で、厳しいという財源上の制約がありますが、維持管理部隊には頭の痛い状況となっております。それとモノレールの件は、先ほど八木先生等からお話がありましたが、モノレールの橋脚や橋、駅舎そのものは公共物ですので、年に1回は橋脚については塗りかえという作業も順次行っていつている実態がありますので、色彩という観点から今の色彩をそのまま続けるのか、変えていくのかといった論議もぶつけてみたいと思います。

北原部会長： どうもありがとうございます。

維持をしていく、メンテナンスというのは頭の痛い話なのですが、景観計画では、余り具体的なところに踏み込まなくていいという実は逆にそういう強みもあるので、形成し維持していくというスタンスをもう少し全体に出せるといいかなと。特に、市民が参加する場面とか、それから景観形成推進地区にするとかというの、単に形成するだけではなくて、それをいい状態でメンテナンスしていこうと、そのために市民に参加していただいたり、それから景観形成推進地区にしたりするわけですね。そういったところではぜひやっぱりつくってそれをいい状態でずっと磨きをかけていくのだという視点の記述を補うようにしてください。

それから、あと、8章の景観形成の推進方策のところも、まさにここが一番締めのところなので、ここでも章名は形成でいいのだけれども、中の記述に維持ということをもう少しわかりやすく打ち出すようにしていただければと思います。具体的にどうするのだというのは、この計画を受けて次の段階でということにしていきたいと思います。

松井委員： 維持管理の問題と、それから道路の問題が出てきたので、そのことについて、ちょっと意見だけ言わせていただこうと思っております。

何かというと、まず、私は、ある意味で優良事例のこととして、いつも繰り返し千葉駅からこちらに来る道筋で、駅前でさんざん実証実験をやった上で点字誘導ブロックの黄色とはいえないぐらい穏やかな黄色を設定して、よそは真っ黄色で景観上どうのこうのとたたかれたりしているときに、千葉市は全然そういう問題が起きなかったとあって、いい事例としてスライドに写

していつも全国で紹介して歩いていたんですが、きょう来る途中見たら、部分的に、部分的に何か妙な色に上塗りしておいて、あれどうしちゃったんだろうという、せつかくの努力のかが消えちゃったのかなということが1つと。

それとはまた別なのですが、緊急の課題として、今、国交省から、自転車専用通行帯を設けて、それを真っ青に塗れと言ったとか言わないとかなんだかはっきりしないのですけれども、でも明らかに真っ青に塗れと言ったらしいということで、もう先走って真っ青に塗っちゃったところがあちこち出てきたり、いや真っ青よりほかの色のほうがいいよとか、いろいろなのが出てきたり、とにかくただ塗るだけじゃ何の意味もないだろうとか、道路全体の問題として、そして、自転車と歩行者を分けなくちゃいけないとか、基本的な問題がまず前提にあるわけですけれども、ただ、そのように、何か地方行政とは別個に突然標準化のような形で上からぼんと来る、それがまた景観も何も、景観法をつくった張本人だったところが無視して何色に塗れとか、この色にしろとか、わけのわからないことを言って随分めっちゃくちゃだなど思っているのですが、そういうことが来たときに、何か対抗でき得るものとして、この計画ができていたらいいなという気がします。

それと、先ほどちょっと公共のところを出た話なのですけれども、やっぱり道路管理者の違いによって、歩道橋一つでも、これは国道だから、県道だから、地方道だから、市だからというようなことで、ばらばらになっているひどいところも随分見受けられるのですけれども、ぜひ千葉ではそのようなことのないようにお願いしたいなということでございます。

北原部会長： どうも貴重なご意見ありがとうございます。

これも具体的な施策のレベルの話ですが、よろしく願いいたします。

やっぱりわかりやすさという、けばけばしくすればわかりやすいというふうを考えている人が結構多いのですよね。必ずしもそれが本当にわかりやすいわけではないのだけれども、マスコミなんかそういう論調にしばしばくみみますので、そういう中で、やっぱり頑張るといのは大変だと思いますが、ぜひ頑張って、本当のわかりやすさとは何か、本当の使いやすさとは何かということをはっきり胸張っていつていただければと思います。この委員の皆さんはそういうときに力になってくれるはずです。

村岡委員： 皆様と一緒に、大変わかりやすい景観計画になったので、これから8章の景観形成の推進方策のような形でどんどん実行に移していただけると大変いいと思いますけれども、1つ確認しておきたいのですけれども、ここでは景観形成推進地区というところの指定の流れまでですが、これと、実際景観地区という都市計画上の制度がありますが、そこまでかなりハードルが

高いといえますか、かなり離れたものなのかもしれませんけれども、そこまで行こうとしている、この景観形成推進地区がさらに進んで景観地区まで行こうとしているのか、あるいはそれはもうとりあえず置いとこうというふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

北原部会長： どうもありがとうございます。

景観形成推進地区と景観地区の関係、景観地区という言葉は確かに出てくるので、この関係がご指摘のようにわかりにくいというか、全くわからないというか、そこら辺は問題かもしれないですね。お願いします。

須藤都市景観デザイン室長： 確かに景観地区というのが景観法の中でうたわれております。今千葉市の考え方の中では、確かに住民の皆さんの合意形成を図れる景観形成推進地区というのもここに主に挙げておるわけなのですが、その意向によりまして、さらに都市計画制度に基づく地域地区の1つとして景観地区というものがございます。その辺は住民の意向により変わってくるものだと思っておるのですが、基本的には、今の景観計画の中では、62ページの流れにあります景観形成推進地区の指定の流れのイメージというのがございます。そのように市主導タイプ、もしくは市民発意タイプという中で、さらにその先にどうしても法的な守りや、どういうものを決めていきたいのだというような意向が出てくれば、当然景観地区に移行するものもあると思いますので、その辺の流れが何か説明できるものという表現が必要だというようなご意見だと思います。この辺を表現できるかどうか検討してみたいと思います。

それから、もう一つは、今、この景観形成推進地区のメニューとして挙げておるのですが、地区計画にプラス景観形成推進地区というものもあるのではないかとこのように考えております。その辺、メニューをどういうふうに使うかというようなものが、どこで表現できるか研究させていただいて、載せるかどうかのところについては、今後またご意見をいただきたいと思います。

北原部会長： どうもありがとうございます。

今、室長さんがおっしゃられたようなことを何か注で書いておくと大分わかりやすくなりますね。書くと差しさわりが出てくるとのことだと問題なのだけれども、特に差しさわりがなければ、注で書いていただくと大変わかりやすいかなという気がします。

お願いします。

小森都市部長： 承知しました。基本的に、千葉市では地区計画との設定で、高さの設定と、境界線からのセットバックなどを中心にした地区計画が非常に多いということで、高さの規制は地区計画で進めていくという感じがある。

当然、景観形成推進地区という形の色彩的な景観という観点からはみ出た

ところに地区計画、景観上も高さの配慮が必要なときに、地区計画で網をかぶせるということも1つだと感じていまして、その両方を併用するというのが1つの模範としてはいいのだろうと思っています。景観形成推進地区をいっばいつくることによって、それをなじませて、かつ高さは地区計画でやることで、景観地区の中で高さを決めようということになる。一つ一つ進んでいくステップまでを地区計画でやっていこうという概念があったもので、詳しくは表現していませんでしたが、景観地区については、注に入れるというのも考えていきたいと思います。

北原部会長： 今、小森部長がおっしゃられたような形でいいので、それを注で書いてもらおうと。

小森都市部長： はいわかりました。

北原部会長： 千葉市としてはこうやろうとしているのだよというのがわかって、市民としても納得できるのだと思いますのでよろしくお願いします。

八木委員： いよいよまとめの段階に入ると思いますが、今の概要版を見ていまして感じたのは、「うみ・まち・さと」と大きな3つの景観ゾーンを分けていますよね。これの色使いが場所によってちょっと違うのですね、みんな。これは同じような色使いをしたほうがいいのかなというのが1つ。

例えば、具体的に言うと、一番上に「うみ・まち・さと」とありますね。それから下にもありますね。これとこれ隣同士でありながら違うのですね。それから真ん中のこのこれも全然違いますね。こういうのはそろえたほうが、別にそろえることがそんなに難しくないし、しょうがないので、ちょっと印刷段階であわせたほうがいい。

それから、もうちょっと「うみ・まち・さと」のこの図が私なんかわかるのだけれども、実際のゾーニングというのはもうちょっと細長いですよ。この形が卵形に近い楕円形なので、もうちょっとべたんとしたほうがなじみやすいかなというのをちょっと細かい話で感じています。

それから、全然違う話で、さっきもちょっと公共のときに出たことの、この景観計画の中では当然無理な話だと思うのですが、ずっと気になっていることだけちょっと言わせてもらおうと、公共の場合の舗装材について、昔はこんな色を使わなかった。急にカラー舗装だとか言い出して、いろいろな材料が出てきて、メーカーさんもたくさんさまざまなものを出すのですね。日本ほどいろいろな舗装材が使われている国はないのではないかな。だから、舗装のあり方も今後考えないといけないというのが1つ。

それは、舗装は必ずしも公共スペースだけじゃないですよ。公開空地であるとか、歩道上空地だとか、そういった部分にも出てくるので、その辺のところはやる人が個人的にちゃんと考えりゃいいのだろうけれども、それも

ちょっと悩ましい問題があるなど。

それから、もう一個、電柱、電線の問題は必ず出るのだけれども、この景観計画上は触れられないというか、触れてないのです、どこも。だから、電柱のあり方、それから、そういう延長線で言うと、1個のピースは小さいけれども、連続することによって大きな要因になるものという、例えば川沿いの高欄であるとか、それからガードレールとか、そういったたぐいのものも、1個1個は小さい、けれども連続すると非常に目立つという要因があるので、その辺はどこかで取り上げられないかなというふうにも思いますね。それはちょっとここで議論する話じゃないかもしれませんが、ちょっと気になっていることでお話しさせていただきます。

北原部会長： どうもありがとうございます。

「うみ・まち・さと」の色の使い方を統一するというよりは一貫性を持たせるということが必要じゃないかというご指摘なので、それはそのとおりだと思いますのでよろしくお願いします。

それから、舗装材のこととか、電柱のこととか、ガードレール、柵のたぐいのこと、これは多分ガイドラインレベルでの話になってくるのだと思うのですが、今後またそういった段階が来ると思いますので、そのとき十分に議論したいと思いますが、その前もそれぞれ対応すべき事例がありましたら、室のほうでよろしくお願いいたします。

(うなずく者あり)

田口委員： 先ほどの近田さんの話にちょっと戻らせていただきます。

この景観計画を読ませていただいて、非常に特徴的なのが、実は、保全・再生・形成というような、決まりきった言葉をあえて使っていらっしやらないのですね。実は、多分日本で今どンドン景観計画をつくっているいろいろな自治体の文言というのは、多分最初のところに「うみ・まち・さと」みたいな図で、実は保全、再生は使うこともいろいろあるみたいなのですけれども、保全・再生・形成という図を出されるのです。それがいいのは、私は大変おもしろいと思います。実は中にそういう言葉がいっぱい散りばめられているのです。それでいいと思います。ただ、景観形成の目標と方針、実は私もそれでいいと思ってこの場所に伺ったのですけれども、きょうお話を伺いながら、やはり15ページ、ここの第3章、次のページに図があります。つまり「うみ・まち・さと」それぞれ全部に共通が時をきざむということだと。この図大変おもしろい図だと思います。非常にユニークで、この考え方、考え方の中身ではなくて、こういう見せ方をするというのはとてもユニークだと思うのです。この時をきざむのが、いわば保全について考えよう。場合によっては再生であるだろうし、形成、今後に向かってつくっていくというこ

とではないかと思うのです。

その点で、例えば、ここに保全・再生・形成ということの意味を少し強めて基本方針のところに書くか、そうすることによって、先ほど、多分近田さんのご心配は、やっぱり維持とか、保全という問題というのは、前に出てこないといけないのではないかというお考えから出たような気がいたします。これはもう、「うみ」であれ、「さと」であれ、「まち」であれ、すべてに共通なわけですから、この目標4のところでそれを強くうたっておくと。で、16ページの図を生かしていくという考え方がいいのではないかと思うのです。私は非常にユニークさのほうに引っ張られていまして、おもしろいな、千葉市さんはすごくおもしろい景観計画の展開をつくられたなというふうに思っていたのですけれども、逆に言えばちょっと弱いかもかもしれません、その問題が。ここで反映していただけたら、より納得がいくのかなという気はいたします。ちょっとそのことだけ申し上げておきたいと思います。

北原部会長： どうもありがとうございます。

3章、景観形成の目標と方針の最初のところで、つくと同時に……

近田委員： 全く私もそう思っています。第4章で。

北原部会長： 第4章のところですね。はい。よろしく願います。

どうもありがとうございます。

大分補強されてきたなと感じですが、ほかにかがでしょうか。

それでは、この景観計画（原案）に対して、きょう貴重な意見を皆さんからたくさんいただきました。これを反映して修正をしたものを、一応事務局のほうで修正していただいて、私が確認したものを皆様にお送りして、最終的に確認していただくというような段取りでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

北原部会長： それでは、きょういただいたご意見を踏まえた修正を行うということを前提にして、これを景観審議会にお送りする案として承認していただくことはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

北原部会長： どうもありがとうございます。

それでは、ただいま承認しました千葉市景観計画（案）を専門部会から修正の上、次回の都市景観審議会に報告をいたします。

これをもちまして、本日の議題は終了いたしました。

次第で行きますと、その次に、6その他ということになっておりますけれども、事務局から何かございますか。

須藤都市景観デザイン室長： 事務局は特にございません。

北原部会長： 皆さんのほうからいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これで本日の議事はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。議長の役目が終わりましたので、進行を司会にお返しします。

前橋主査： 北原部会長ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

これをもちまして、平成21年度第2回都市景観審議会専門部会を閉会させていただきます。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

— 以上 —

午後3時37分 閉会

上記議事録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

部会長

委員

問い合わせ先：千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室

TEL 043-245-5307

FAX 043-245-5627

E-mail keikaku.URU@city.chiba.jp